

「えっ、、、(;°(I)°)」

鞆を開くと中からは見覚えの無い、侍ウォッチのメダルが、、、

「すみません、ちょっと事務所までお願いします。」

(あ！もしかしてさっきの小学生達が！)

「いや、これは俺じゃなくて、小学生が、その、、、」

「お話は事務所で聞きますから。さあ！」

こうして君は事務所へと連れて行かれてしまったのだった。



① 「逮捕」 by 警察

店員に通報され警察官が到着。君は窃盗罪の"容疑者"として警察署へ連行され、警察署で取り調べを受ける。

「容疑者」と「被疑者」、そして「被告人」

通常「犯人」（本当に犯罪を行った人）は、その段階に寄って呼ばれ方が違う。それぞれの呼び方を見てみよう！

「容疑者」：警察に逮捕されてから、裁判に入るまでの呼び方。実は容疑者と被疑者に違いはない。

「被告人」：刑事裁判中の呼び方。

「受刑者」：判決で懲役が画定し、服役してる時の呼び方。ちなみに死刑の場合は「死刑囚」と呼ぶ。

この取り調べの時、君は弁護士を呼ぶことができる。もしお金がなかったり、知り合いがいなくても『国選辩护人』という国から派遣された弁護士が弁護してくれるんだ。また君は"黙秘権"と言って自分に不利益な内容を話さないでもいい権利を持つよ。